

指 示

平成 23 年 8 月 25 日

岩手県知事  
達増 拓也 殿

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
菅 直人

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づく平成 23 年 8 月 1 日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

貴県において飼養されている牛について、当分の間、県外への移動（12 月齢未満の牛を除く。）及びと畜場への出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛については、この限りでない。

(参考)

## 指 示

平成23年8月1日

岩手県知事  
達増 拓也 殿

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
菅 直人

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づき、下記のとおり指示する。

### 記

貴県において飼養されている牛について、当分の間、県外への移動（12月齢未満の牛のものを除く。）及びと畜場への出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。